

平成 25 年 10 月 7 日

## 安平町まちづくり基本条例(案)に関する意見の再募集と 関連する条例(案)に関する意見の募集について

安平町では、まちづくりの憲法と言われる「安平町まちづくり基本条例」の策定をまちづくり委員会との協働で行い、町民の皆様のご意見を反映するため、1月から2月にかけてパブリックコメント手続を実施いたしました。いただきましたご意見も含めて、法制上の基本原則の観点などから条例案に修正を加えさせていただきましたので、再度町民の皆様のご意見を募集いたします。お気づきの点やご意見をお寄せください。なお、前回のパブリックコメントのご意見とそれに係る町の対応につきましては、「意見募集を終了した政策」の欄に掲載していますのでご参照ください。

また、まちづくり基本条例に関連する条例案（安平町町民参画推進条例案・安平町町民自治推進委員会条例案・安平町住民投票条例案）につきましても、併せてご意見を募集いたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

### 【募集要領】

#### 1. 意見を募集しようとする資料

- (1) 安平町まちづくり基本条例（案）
- (2) 安平町町民参画推進条例（案）
- (3) 安平町町民自治推進委員会条例（案）
- (4) 安平町住民投票条例（案）

※この資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。また、資料及び提案書等は、総務課総務グループ及び追分庁舎健康福祉課住民サービスグループに用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、総務課総務グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

#### 2. 意見の提出方法及び場所

- ①備付及び任意書面の場合：総務課総務グループ、追分庁舎健康福祉課住民サービスグループまでお届けください。  
郵送可：安平町役場総務課 総務グループまで
- ②ファクシミリの場合：提案書を総務課「FAX 22-2026」まで送信してください。
- ③電子メール：提案書を添付またはメール本文等により総務課へ送信してください  
(E-mail : bunken@town.abira.lg.jp)
- ④町ホームページの場合：「パブリックコメント」を開いてその要領にてご意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話でのご意見は受付しませんのでご了承ください。

### 3. 意見募集期間

平成25年10月7日（月）から平成25年11月6日（水） 17時15分まで

### 4. 提案対象者

安平町内に住所を有する高校生以上の方

### 5. 意見集約による公表及び意見に対する応答

①町ホームページにより集約した皆様の意見と、町の考え方等を公表します。

②総務課、企画財政課、健康福祉課住民サービスグループにおいて、上記と同様に公表します。

※必要に応じて、ご提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等をご説明します。

### 6. その他

ご提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、ご住所・お名前・ご連絡先は必ず記載してください。

### 7. お問い合わせ先

◆まちづくり基本条例案及び住民投票条例案に関するお問い合わせは…

安平町役場総務課 総務グループ

電話 0145-22-2511 FAX 0145-22-2026

E-mail : bunken@town.abira.lg.jp

◆町民参画推進条例案及び町民自治推進委員会条例案に関するお問い合わせは…

安平町役場企画財政課 企画グループ

電話 0145-22-2751 FAX 0145-22-2026

E-mail : kikaku@town.abira.lg.jp